

II 法律の趣旨及び概要

1 法律の趣旨

- 我が国の就学前の子どもに対する教育・保育については、
 - ① 満3歳からの子どもを対象に1日4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と、
 - ② 保護者の就労等の事情により保育に欠ける0歳からの子どもを対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所により担われてきたところである（P64参照）。

- このように幼稚園と保育所は、その目的及び役割を異にしており、それぞれの社会的ニーズに応じてきたものであるが、近年の社会構造等の著しい変化を背景として、就学前の子どもに関する教育・保育のニーズは以下のように多様化しつつある（P65参照）。
 - ① 保護者が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園となり、保護者の就労の有無で利用施設が限定されるため、就労形態が多様化する中、就労を中断あるいは再開しても継続して利用することができない。
 - ② 少子化が進行し、子どもや兄弟の数が減少する中、子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会が不足している。特に地方では、幼稚園・保育所別々では子ども集団が小規模化し、また運営も非効率な状況がある。
 - ③ 都市部を中心に2、3万人もの保育所待機児童が存在する一方で、幼稚園の利用児童はこの10年間で10万人減少しており、既存施設の有効活用による待機児童の解消が求められている。
 - ④ 核家族化の進行や地域の子育て力の低下を背景に、幼稚園にも保育所にも通わず、家庭で0～2歳の子どもを育てている者への支援が大きく不足している。

- 今般の法律は、このように就学前の教育・保育に対するニーズが多様なものとなっていることにかんがみ、地域において子どもが健やかに育成される環境が整備されるよう、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じるものである。

2 法律の概要

- 今般の法律は、幼稚園、保育所等のうち、
 - ① 就学前の子ども教育・保育を提供する機能、すなわち保育に欠ける子どもも、欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に提供する機能
 - ② 地域における子育て支援を行う機能、すなわちすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場等を提供する機能

を備える施設について、都道府県知事から「認定こども園」としての認定を受けることができる仕組みを設けるものである（P67参照）。

この「認定こども園」については、利用者の選択に資するよう、「認定こども園」との表示を義務付けるとともに、認定を受けた施設以外の施設による名称の使用を制限することとしている。

○ こうした「認定こども園」の認定を受ける施設としては、地域の実情に応じて選択が可能となるよう、総合施設モデル事業の実施類型と同様に4つの類型、すなわち、

①幼保連携型（幼稚園と保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置（幼稚園と保育所の合築等）されており、両者が連携し一体的な運営を行うことで認定こども園としての機能を果たすタイプ）

②幼稚園型（幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保し、又は幼稚園及び認可外保育施設が一体的に設置されており、両施設が連携し、一体的な運営を行い、保育所的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ）

③保育所型（保育所が保育に欠けない子どもも保育し、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ）

④地方裁量型（幼稚園、保育所いずれの認可も有しないが、地域の教育・保育施設が幼稚園的な機能及び保育所的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ）

を認めることとしている（P68参照）。

このように制度の枠組みとしては、幼稚園でも保育所でもない第三の施設類型として認定こども園を設けるのではなく、果たすべき機能に着目し、幼稚園や保育所等がその法的位置付けを保持したまま認定を受ける仕組みとしている。

○ その上で、職員配置等の具体的な認定基準も、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める指針を参酌して都道府県の条例で定めることとし、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能としているが、一方で、子どもに対する教育・保育の質の確保の観点から、国の財政措置は幼稚園・保育所の認可を受けた施設に対してのみ行うこととしている。

すなわち、財政措置については、

①幼保連携型は、幼稚園と保育所の双方の補助の組み合わせ

②幼稚園型は、従来どおり幼稚園の補助制度を活用

③保育所型は、従来どおり保育所の補助制度を活用

④地方裁量型は、国の財政措置はなく、地方自治体の一般財源で対応するものである。

※ 幼稚園が認可外保育施設を併設して0～2歳の保育に欠ける子どもを受け入れる場合には、認可外保育施設は保育所の認可を有していないため、当該認可外保育施設に関しては国の財政措置の対象とはならない。

○ 以上のような認定制度を設けた上で、認定こども園の設置促進や円滑な運営を図る観点から以下のような特例措置を講じるものである。

① 幼保連携型の場合の財政上の特例（P 69 参照）

幼稚園の施設整備費及び運営費は、いずれも原則学校法人のみが助成対象とされ、学校法人以外の主体が助成を受けた場合には、私立学校振興助成法に基づき、学校法人化が義務付けられるが、認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人については、学校法人化措置義務の対象外とし、社会福祉法人のまま、当該幼稚園について助成を受け続けることができるものとする。

他方、保育所の施設整備費は、社会福祉法人等のみが助成対象とされているが、認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合には、当該学校法人も助成対象とする。

なお、保育所の運営費は、従来から学校法人立保育所も助成対象とされているが、幼保連携型の認定こども園の場合には、幼稚園と保育所の合計定員が現在の認可基準である60人に達する場合には、保育所の定員が10人でも保育所の認可を行うことを認め、助成対象を拡大する。

② 認定こども園の認定を受けた保育所に係る利用手続きの特例（P 70 参照）

現在、幼稚園は利用者と施設との契約により利用されているが、保育所は利用者と市町村との契約により利用され、利用料も市町村が決定する仕組みとなっている。

認定こども園は、保育に欠ける子どもだけでなく、保育に欠けない子どもも利用する施設であることから、利用者にとって分かりやすい利用手続きとなるよう、認定こども園の認定を受けた保育所については、利用者と施設との直接契約により利用することとし、利用料も基本的に施設で決定することとする。